

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月二十七日

仙台市教育委員会

教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第二号

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成三十一年仙台市教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学校給食費負担者 条例第三条第一項の規定により学校給食費を徴収されることとなる者<del>を</del>いう。</p> <p>二 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(学校給食費の額)</p> <p><b>第三条</b> 事務委任規則第二条第一号ヌ及び条例<b>第三条第二項</b>の規定により教育委員会が定める学校給食費の額は、別表第一のとおりとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p><b>第四条</b> [略]</p> <p>(学校給食費の納期限)</p> <p><b>第五条</b> 事務委任規則第二条第三号及び条例<b>第三条第三項</b>の規定により教育委員会が定める学校給食費の納期限は、別表第二のとおりとする。ただし、教育委員会がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第六条～第九条</b> [略]</p> <p>別表第一 (<b>第三条</b>関係) [略]</p> <p>別表第二 (<b>第五条</b>関係) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学校給食費負担者 条例第三条第一項の規定により学校給食費を徴収されることとなる者(<u>同条第二項の規定により学校給食費を徴収されないこととなる者を除く。</u>)をいう。</p> <p>二 [略]</p> <p><u>(学校給食費に関する給付等)</u></p> <p><b>第三条</b> 事務委任規則第二条第三号及び条例第三条第二項の規定により教育委員会が定める給付は、次の各号のいずれかに該当する給付とする。</p> <p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定による経費の支弁</p> <p>二 前号に掲げる給付のほか、教育委員会が定める給付</p> <p><b>2</b> 事務委任規則第二条第三号及び条例第三条第二項の規定により教育委員会が定めるものは、学校給食を受ける期間において前項各号の給付を受ける同条第二項の児童の保護者である者とする。</p> <p>(学校給食費の額)</p> <p><b>第四条</b> 事務委任規則第二条第一号ヌ及び条例<b>第三条第三項</b>の規定により教育委員会が定める学校給食費の額は、別表第一のとおりとする。</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、前条第二項の保護者である者から徴収する学校給食費の額は、同条第一項各号に掲げる給付で学校給食費に関するものとして支給される額とする。</p> <p>(学校給食費の徴収)</p> <p><b>第五条</b> [略]</p> <p>(学校給食費の納期限)</p> <p><b>第六条</b> 事務委任規則第二条第三号及び条例<b>第三条第四項</b>の規定により教育委員会が定める学校給食費の納期限は、別表第二のとおりとする。ただし、教育委員会がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第七条～第十条</b> [略]</p> <p>別表第一 (<b>第四条</b>関係) [略]</p> <p>別表第二 (<b>第六条</b>関係) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。

(教育局総務企画部健康教育課)